

指定生乳生産者団体制度の存続に関する意見書

指定生乳生産者団体制度は、貯蔵に向いていない生乳を乳業メーカーとの価格交渉において不利な立場にならないような交渉、配乳作業や需給調整等の重要な役割を担い、国内生乳生産の安定供給に貢献している。

特に、搾乳等の飼養管理に始まり、自給飼料の生産・買付、牛群の繁殖管理、経営管理など多岐にわたる農作業を抱える酪農生産者が酪農作業に専念するために指定生乳生産者団体の存在は、不可欠である。

しかしながら、政府においては生乳の需給調整に係る構造の変化や消費者・実需者ニーズの多様化に対応し、生産基盤の強化と酪農家の一層の所得向上を図るため、指定生乳生産者団体制度の是非や現行の加工原料乳生産者補給金の交付対象のあり方を含めた抜本的改革について検討し、今年秋までに結論を得るとしたところである。

本制度は、酪農を維持・発展する上で重要な仕組みであり、酪農生産者をはじめとする関係者は、制度の現場の声が反映されていない抜本的改革に不安を感じ、また、早急な議論の進め方について懸念を抱いている。

今後も生乳の需給調整に係る構造の変化、競争力ある持続可能な酪農を実現するため、政府におかれては、指定生乳生産者団体制度の存続について下記の事項を十分に踏まえ対応されることを強く要望する。

記

指定生乳生産者団体制度の見直しについては、酪農家の所得向上、酪農生産の拡大のため、生産現場との十分に議論を行う等慎重に検討し、本制度の有する機能が存続すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年（2016）9月27日

出雲市議会